

# 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づき整備される 事業所に係る課税標準の特例 《事業所税》

## 特例対象者

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づいて、経営改善計画又は調達安定化計画の承認を受けた事業者

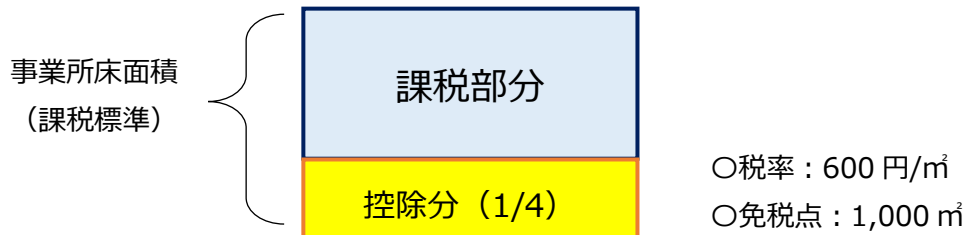
### 【参考】対象業種

| 経営改善計画の承認を受けることができる特定農産加工業<br>(全 14 業種)   | 調達安定化計画の承認を受けることができる特定農産加工業                  |
|---|--|
| 1. かんきつ果汁製造業<br>2. 非かんきつ果汁製造業<br>3. パインアップル缶詰製造業<br>4. トマト加工品製造業<br>5. 甘しよでん粉製造業<br>6. 馬鈴しよでん粉製造業<br>7. 牛肉調製品製造業<br>8. 乳製品製造業（飲用牛乳、バター、チーズ、アイスクリーム、脱脂粉乳、発酵乳等の製造業をいう。）<br>9. こんにゃく粉製造業<br>10. 米加工品製造業（米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地、和生菓子の製造業に限る。）<br>11. 麦加工品製造業（小麦粉、小麦でん粉、精麦、麦茶、パスタの製造業に限る。）<br>12. 豚肉調製品製造業<br>13. 砂糖製造業<br>14. 菓子製造業（チョコレート、キャンデー、ビスケットの製造業に限る。） | 小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業 |

## 特例の概要

※令和 7 年 4 月 1 日時点、事業所税は 77 都市等において課税

承認を受けた計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設に対して課税される事業所税について、承認後 5 年間資産割の課税標準の 4 分の 1 を控除することができます。



【例】事業所床面積 3,000 ㎡ の場合

$$3,000 \text{ ㎡} \times 1/4 \times \text{税率 (600 円/㎡)} = \text{450 千円} \text{ の効果!!}$$

## 法の適用期限

令和 11 年 6 月 30 日

担当部署： 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課  
 代表 03(3502)8111 (内線 4138)  
 直通 03(6744)2060